産 業 建 設 常 任 委 員 会

令和２年１２月１６日（水）

産 業 建 設 常 任 委 員 会

定例会名　　　令和２年第４回定例会
招集日時　　　令和２年１２月１６日（水）　午前９時５８分
招集場所　　　議場

出席委員　　７名

委　員　長	須 藤 京 子
副 委 員 長	伊 藤 裕 一
委　　　員	柳 井 哲 也
〃	藤 田 尚 美
〃	諸 橋 太一郎
〃	山 本 伸 子
〃	北 島 　 登

欠席委員　　なし

出席説明員

副　市　長	滝 本 昌 司
環境経済部長	藤 田 　 聡
建 設 部 長	山 岡 　 孝
環境経済部次長	梶 　 由紀夫
環境政策課長	横 瀬 幸 子
農業政策課長	神 戸 千 夏
商工観光課長	大 徳 通 夫
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一
建設部次長兼下水道課長	野 島 正 弘
都市計画課長	榎 本 友 好
住宅建築課長	高 野 裕 行

議会事務局出席者

書　　記	野 崎 晴 美
書　　記	飯 田 晴 男

令和２年第４回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 産業建設常任委員会

議案第　９３号	令和２年度牛久市一般会計補正予算（第７号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
議案第　９５号	令和２年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第１号）
議案第　９８号	令和２年度牛久市下水道事業会計補正予算（第２号）
議案第１００号	損害賠償の額を定めることについて
議案第１０１号	指定管理者の指定について

午前９時５８分開会

○須藤委員長　おはようございます。

ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件の審査は、分割して行います。

まず、環境経済部所管の案件について審査を行います。

環境経済部所管の案件審査に説明員として出席した者は、副市長、環境経済部長、環境経済部次長、環境政策課長、農業政策課長、商工観光課長、以上であります。書記として野崎君、飯田君が出席しております。

本委員会に付託されました環境経済部所管の案件は、

議案第　９３号　　令和２年度牛久市一般会計補正予算（第７号）
　　　　　　　　　別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第　９５号　　令和２年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第１号）

議案第１００号　　損害賠償の額を定めることについて

以上３件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第９３号、令和２年度牛久市一般会計補正予算（第７号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第９３号について、提案者の説明を求めます。環境政策課長。

○横瀬環境政策課長　環境政策課、横瀬です。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、議案第９３号、令和２年度牛久市一般会計補正予算（第７号）におきまして、環境政策課所管部分について御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたします。

補正予算書の１４ページ、１５ページの一番上の段を御覧ください。

款２０諸収入項４雑入目４雑入節３雑入におけます保険補償金・還付金の損害保険補償金２４万６，０００円でございますが、これは議案第１００号の損害賠償の額を定めることについででも御説明いたしますが、職員がスズメバチ駆除の対応時に依頼者の敷地内に駐車しておりました車に損傷を与えたことに対し、示談が成立し賠償額が確定したことに伴う保険補償金の歳入となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算書の２０ページ、２１ページの下の段の下から２段目を御覧ください。

款４衛生費項１保健衛生費節４環境衛生費の部分で右側にございます、０１０１、有害虫等を駆除する事業におきまして、２４万６，０００円の増額補正を行っております。これは、先ほど歳入の部分で御説明いたしました賠償金総額で２４万５，５４２円を支出するものでございます。

続きまして、その下、０１０８、環境イベントを企画し開催する事業での交付金２７０万円の

減額補正になっております。こちらは、うしくみらいエコフェスタの実行委員会におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインに基づきまして開催可能な運営方法について協議を重ねてまいりましたけれども、１万人あまりの来場者及び関係者の健康と安全を確保することが困難であるということで開催の中止を決定いたしました。そのことによりまして、補助金の２７０万円を減額補正するものでございます。

以上が環境政策課所管部分の説明となります。

○須藤委員長　農業政策課長。

○神戸農業政策課長　おはようございます。農業政策課、神戸です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第９３号、令和２年度牛久市一般会計補正予算（第７号）のうち、農業政策課所管の事項について御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。補正予算書の１２ページ、１３ページを御覧ください。

中段よりやや下になります。款１５県支出金項２県補助金目４農林水産業費県補助金節１農業費補助金、茨城県環境保全型農業直接支援対策事業費補助金、補助率４分の３、マイナスの５３万４，０００円です。こちらは２戸以上の農業者の取組を条件として化学肥料の利用を低減し、緑肥としてカバークロップを栽培し、その後に農産物を生産する事業ですが、一農業者がこの取組による耕作を中止したことにより条件を満たすことができず、今年度の交付申請を中止したため、事業予算額の全額を歳入歳出ともに減額補正するものです。

続きまして、その下になります。

茨城県機構集積協力金交付事業費補助金、補助率１０分の１０、３０５万７，０００円です。こちらは本年度農地中間管理事業を実施した猪子地区の約１１．７ヘクタールに対して、地域集積協力金として１８７万２，０００円。経営転換もしくはリタイヤした農業者２６名に対して支払われる経営転換協力金１１８万５，０００円の合計３０５万７，０００円を歳入歳出ともに同額で増額補正するものです。この事業は、補助率が１０分の１０となりますので、市の持ち出しはございません。

次に、歳出でございます。補正予算書の２２ページ、２３ページを御覧ください。

上段になります。款６農林水産業費項１農業費目３農業振興費、０１０２、農業や漁業団体等の活動を支援する、青果物等出荷用梱包箱補助金２６５万７，０００円です。こちらは農業協同組合生産部会に対する段ボールの補助となります。県の銘柄産地を受けている小菊と大根の部会に関しましては３０％、そのほかの部会に対しては１０％補助しているものです。昨年度大根に関しましては、県の銘柄産地を新たに指定を受けまして、さらに大根洗浄施設を増設し二連体制としたことで、今年度の大根の生産量が大幅に増えております。今年度の出荷予定数量は、例年ですと大体２０万から２１万ケースを出荷していたんですけれども、今年度に関しては２７、８万ケース出荷予定になるということで増額補正するものです。生産者も昨年度から増えており、現在３４名です。約４名ほど昨年度から増えている状況でございます。増産体制が強化されている状況ですので、市としても小菊に並ぶ特産品として支援してまいりたいと考えております。

次に、その下になります。０１０４、農業用廃ビニールやポリを回収しリサイクルする、１８

３万５，０００円です。この事業は、農業で使用した農業用のビニールやポリエチレンを適正に処理するために収集処理に係る費用の一部を負担しているものです。本来、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により農業者が自ら処分するのが原則でありますが、一時期、不法投棄が多くあったことからそちらを防止する観点から県、市、ＪＡ農協のほうで処理の啓発を行うために支援しているものでございます。今までは主に中国や東南アジアで安価で処理をしていたんですけれども、急遽一切の受入れをしないということになってしまいまして、国内処分をすることになり急激な処分単価の高騰があったため補正するものです。今までですと、ビニールだと１１．７８円、１キログラムですね、あったものが４５．２６円上がりまして５７．０４円。ポリエチレンにつきましては、３４．０４円、１キログラム、のものが６４．８４円と、１キログラム当たり３０．８円の増額となりました。今年度の処理量としましては、ビニールで約２６トン、ポリエチレンで約３３トンを予定しております。

次に、０１０５、耕作放棄地の拡大を防止する事業の７０万円の増額補正となります。補正の内容としましては、市集出荷施設グリーンファームがおかれている施設なんですけれども、取り付けてある太陽光発電の設備のパワーコンディショナーが１つ壊れてしまいまして、こちらを交換することとなります。

次に、０１１０、環境保全型農業を支援する。こちら、先ほど歳入のほうでも説明いたしました事業なんですけれども、この事業、歳入のほうで５３万４，０００円減額で、市の負担分１７万８，０００円を含めて７１万２，０００円を全額補正するものです。

次に、０１１１の農地中間管理事業を推進する、茨城県機構集積協力金交付事業費補助金３０５万７，０００円です。この事業も先ほど歳入で御説明いたしました本年度実施しました猪子地区において中間管理事業の補助金のほうを歳入歳出同額で補正するものとなります。

以上です。

〇須藤委員長　商工観光課長。

〇大徳商工観光課長　おはようございます。商工観光課、大徳です。よろしくお願いいたします。

議案第９３号、令和２年度牛久市一般会計補正予算（第７号）のうち、商工観光課所管の予算につきまして御説明させていただきます。

まず、歳入でございます。補正予算書の１２ページ、１３ページをお開きください。

こちらの中段やや下にございます款１５県支出金項２県補助金目７商工費県補助金節１商工費補助金、こちらに計上しております７，８０８万円は茨城県地域企業活力向上応援事業費補助金、補助率２分の１でございまして、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている中小企業の活力向上に向けた需要創出や事業継続を応援するための補助金で、補助率２分の１となってございます。

次に、歳出でございますが、２２ページ、２３ページをお開きください。

こちらも中ほどにございます款７商工費項１商工費目２商工業振興費の２事業が当課の所管でございまして、１億１，２９０万円を予算計上しております。

０１０１、中小企業に資金融資の助成をする事業の新型コロナウイルス感染防止対策補助金は、

感染防止対策として仕切りをアクリル、ビニールカーテン、パーテーション、換気設備の設置などを実施した事業者に最大５０万円を補助するもので、１億円を予算計上しております。先ほど歳入で御説明をいたしました補助金２分の１をこちらに充当しておりまして、５，０００万円が県、残り５，０００万円が市という形になります。

次に、牛久市持続化補助金。こちらは国が実施しております小規模事業者持続化補助金の交付決定を受けまして、販路開拓等に取り組む小規模事業者の自己負担分について、最大２５万円を補助するもので、１，６００万円を予算計上しております。

次に、０１０３、うしくＷａｉワイまつりの開催を助成する事業の補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響で今年度開催できなかったうしくＷａｉワイまつりの補助金３１０万円全額を減額計上するものでございます。

以上が商工観光課所管の補正予算の事業概要となります。

○須藤委員長　それでは、これより議案第９３号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員　すみません、商工観光の関係でいいですか。まず、県の感染防止対策補助金の件なんですけれども、まず財源、さっきおっしゃったように県が２分の１ということで、市が２分の１、５，０００万円という話でしたけれども、コロナ対策のこの交付金が使えるのかどうか、ちょっとその辺確認させていただきたいと思います。

それから、この補助要件なんですけれども、県のホームページ見ますと、補助要件が３つ入っております。新しい生活様式への対応ということで、この市が取り上げている感染防止対策。それからもう１つはデジタル化への対応ですね。それからもう１つが働き方の改革と３つ挙がっているんですが、これは牛久としてはこの３つのうちこの１つを選んだのかというところをちょっと確認したいと思います。

それから、この交付の時期なんですけれども、県のホームページ見ますと７月２９日に県のほうのホームページにはこの事業が上がっております。ですので、県の県議会のほうで6月か７月かぐらいに決まったのかな。その上で、市のほうに先日の質疑でも副市長のところに県の方も見えたという話がありましたが、このタイミング、この１２月議会のタイミングになったその時系列というんですかね。もう少し例えば早いタイミングでやることもできたのかなと。この補助金、３月いっぱいという締切りですので、あまり年末年始を挟むと時期的にも短いということで、なるべく早くお知らせしたいというお気持ちはよく分かるので、そこら辺のところ、ちょっと時系列をお示しいただきたいと思います。

それから、持続化補助金のほうのこともお聞きしたいんですけれども、これに関しては前回商工会の方といろいろお話しさせていただいたときに、一般型とコロナ型があるというお話を伺いました。一般型が補助上限が５０万円、コロナ型が１００万円ということをその時に伺ったんですが、今回補助率３分の２の協調補助というのをその時にもたしかおっしゃっていて、国から出ないところを何とか市のほうでお願いできればという、会長さんもお話になってまして、それに対する今回の補助だなというのが思うところですが、この金額が２５万円になった、この金額の

根拠ですね、そこをお聞きしたいと思います。

それから、一般型とコロナ型、それぞれ今現在の申請数とそれに採択数ですね、それをお示しください。

以上です。すみません、いろいろ。

○須藤委員長　商工観光課長。

○大徳商工観光課長　今の質問にお答えします。

まず１つ目が、県の補助金、コロナ対策の補助金が充てられるのかというのは、コロナ対策の国の補助金がということでよろしいですか。

まずは７，８０８万円の県補助金が交付決定になっているんですけれども、うち５，０００万円、こちらのコロナ対策の今回の上限５０万円の補助金に充てておりまして、あと残りはハートフルクーポン券事業、こちらにも一部充てられるということで充てております。２分の１ですので、市の持ち出しも２分の１ということであるんですけれども、こちらいずれも国の地方創生臨時交付金の充当が可能ということで、県のほうからは回答を得ております。

２つ目の補助要件、先ほどお話しありました３つあるんですけれども、このうち３つ全て条件を満たさなくてはいけないということではなくて、１つ一番最初にありました新しい生活様式への対応ということで、今回の補助金は。ほとんど県の補助金をいただいて市町村で実施している事業ってそうだと思うんですけれども、新しい生活様式の対応の事業になります。牛久市もそうしております。

３つ目が交付時期、県補助金につきまして、交付が決定したのが７月だったんですけれども、今になってしまったその時系列ということなんですが、こちらはまず県補助金なんですが、７月２８日に県の臨時議会で予算が成立しております。本補助金につきましては、新規事業だけではなく、先ほどハートフルに充てると言ったんですけれども、既存の事業にも使えるという説明がありました、県から。ただし、補助率が２分の１であり、事業の実施期間も令和３年３月１５日までということ。既存事業につきましては、この時点で既に補助率が１０分の１０であります国の地方創生臨時交付金を充てることが決定していたために補助申請は実は行わなかったんです。その後に、先ほどもありました副市長が県の方が見えてという対応していただいたというところなんですけれども、こちら後にというか９月に県の方がお見えになりまして、先ほど国の地方創生臨時交付金を市の財源分に充てることができるというお話をしたんですけれども、この時点で県から市の持ち出し分に対して国の補助金を充てられるという説明がなかったものですから、補助金としては国の補助金に比べるとちょっとそれを選択するならば国のほうということで、それは牛久だけではなくて、ほかの市町村でもそういった理解というか認識がなくて、県の方もいろいろな市町村を回ったというようにも伺っております。県から今お話ししました市負担分について、地方創生の臨時交付金を充てるのが可能なので、市の負担軽減のためにぜひこの県の補助金を活用してほしいというような依頼がありましたので、そこから県の補助金活用に向けた検討を開始いたしております。

既存事業につきましては、先ほどもう既に国の補助金を充てているというところではあったん

ですけれども、そこも２分の１充てて、２分の１国ということでできるということで、県の補助金も充てて残りを国に財源を組替えをした上で新しい事業としてコロナ禍で頑張る事業者をどうしたら応援できるかというのを検討いたしまして、事業を継続していくための設備投資に要した費用につきまして支援していきたいということで、今回補正予算に計上いたしました新型コロナウイルス感染防止対策補助金を創設し、支援するということにいたしました。

これが１０月のことなので、７月に県では決定されたんですけれども、９月議会には上程は間に合わなかったというところでございます。

次が、持続化補助金の２５万円の根拠ですね。２５万円の根拠につきましては、一般型は３分の２で５０万円です。ということは、残り３分の１の２５万円が自己負担というところになります。コロナ型は１００万円で、ちょっとコロナ型２種類あるんですけれども、コロナ型の場合自己負担が５０万円のものと３３万円のものがありまして、この中で２５万円、５０万円、３３万円と自己負担あるんですけれども、一番低い自己負担２５万円の一般型にあわせまして２５万円という数字をはじき出しております。

最後に、一般型とコロナ型の申請数と採択数というところでございますが、まず国の小規模事業者の持続化補助金には、一般型、コロナ型のほかに実は台風型というのがございまして、１２月１４日現在、一般型は申請２６件に対し採択が１４件、採択率が５３．８％。コロナ型は申請５１件に対し採択が１２件、採択率が２３．５％。台風型は申請２件に対し採択がゼロ。現時点で全体では申請７９件に対しまして採択２６件、採択率は３２．９％となっているんですけれども、これまで１０月２日と１２月１０日に締切した分があるんですけれども、そちらで２６件あるんですが、それについてはまだ採択か不採択かという結果が出ていませんので、７９件の申請はあるんですが、前に商工会から報告あった５３件のうち２６件が採択されていて、その後の２６件についてはまだ採択か不採択かというのは決定していないというような状況でございます。

以上でございます。

○須藤委員長　山本委員。

○山本委員　ありがとうございました。ちょっと確認なんですが、この県のほうの新型コロナウイルス感染防止対策補助金というのは、市のほうで今事業者、３割から５割の減っている方、事業者支援金でしたっけ。そちらをいただいている方でもこれは大丈夫ということかどうかを確認したいことと、あと、今県のほうは令和３年の３月１５日までという今お話しだったと思うんですが、牛久市のほうの支給対象は３月３１日までという、そこのずれはどうなっているのか、確認させてください。

あと、今のコロナ型と一般型の件ですが、これはもうその手続方法ですね。これというのは、どうやった手続方法をやるのか。多分もう申請出されている方で採択されている方などで、数的にはある程度決まって先方も決まっていると思うんですが、そういった手続はどこでやるのか。商工観光課でやるのか、商工会になるのかというところを含めてお伺いします。

○須藤委員長　商工観光課長。

○大徳商工観光課長　まず、コロナ感染防止対策補助金、２０万円の事業者支援金をもらってい

ても対象になるのかということなんですけれども、事業者支援金とコロナ対策、全く別のものというふうに考えていただいて結構なんですけれども、当然減収の縛りとかはありませんので、コロナ対策で何らかの設備投資をしたという事業者に対して補助するものですので、事業者支援金をいただいていても国の持続化給付金をいただいていても、全く対象が違いますので、こちらは要件を満たせば対象となります。

次に、県の補助金と市の補助金の事業期間にずれがあるというところなんですけれども、県の補助金は３月１５日になっていて、これがどうしてなのかというのはそれはともかくとしまして、市のほうは年度内に当然会計は年度で切れますので、年度内にコロナ対策の措置をしたという事業者さんに対しては、最大限というか、広くいっぱいで見てあげたいというのがありますので、遡りで４月１日から３月３１日の１年間でコロナ対策の措置をした事業者に対して補助金を支給するということで、３月３１日にしております。県のほうが３月１５日までなので、３月１５日までの交付決定についてしか県からは補助金はいただけないので、３月１６日から３１日までについては、市が単費で出すのか、国の地方創生臨時交付金１００％充てることができるのか、これは決算のときに組替えが生じると思います。

持続化補助金の手続方法なんですけれども、こちら商工会のほうで先ほど２６件採択というお話し差し上げたんですけれども、商工会のほうでこちらは把握してますので、そちらからデータというかいただきまして、市のほうに直接国から持続化補助金の交付決定があったと、その交付決定の写しを提出していただくということで補助金のほうは交付するような形が取れると思います。

以上です。

〇須藤委員長　ほかに、柳井委員。

〇柳井委員　２３ページの農業用廃ビニールの、ポリもそうなんですけれども、回収しリサイクルするということなんですけれども、先日鉄くずを回収している人が同じような、東南アジアに輸出できなくなったということで業として合わないということを言ってました。ビニールとかポリ関係も輸出ができなくなって資源としての価値がなくなったということで、それでこれだけの補正をするようになったと思うんですけれども、これは全て国内処理ということで焼却処分１００％焼却になっちゃうのかどうか、それを質問します。

〇須藤委員長　農業政策課長。

〇神戸農業政策課長　ただいまの御質問にお答えいたします。

今の段階では１００％焼却処分ということで話は聞いております。以上です。

〇須藤委員長　柳井委員。

〇柳井委員　日本国内の農家から出たものが全て焼却処分になるということは、牛久市でこうやって集めたものをどこに持って行くんでしょうか。クリーンセンターで処分しちゃうのかどうかということをお聞きします。

〇須藤委員長　農業政策課長。

〇神戸農業政策課長　すみません、再度の御質問にお答えいたします。

こちらはクリーンセンターで処分するのではなくて、専用の産業廃棄物の処理業者のほうに出して全て焼却処分に回すようになります。以上です。

○須藤委員長　諸橋委員。

○諸橋委員　それでは、コロナ対策の感染防止対策補助金について質問させていただきます。

この申請に対してどのような役所側でチェックが入るのかというようなことを１点と、なぜこういうことを聞くかといいますと、今牛久の事業者さんに対しまして、とある業者さんがこういう補助金が出るのでまず本来であれば買って領収書を添付して申請出すような流れになってたかと思うんですが、その業者さんは仮の領収書を発行するので、そのお店の方はまず持ち出しがないのでやってくださいというような勧誘をしているという情報が入ってきまして、そのような形でやった場合に仮に市のほうでこれはだめですよとなったときに、要は補助金が出ないので自腹で当然買うようになるんですが、そういったトラブルになりかねないのかなということがあるので、その申請に対してどのような市のほうでチェックが入るのかというのをちょっとお伺いをさせていただきます。

以上です。

○須藤委員長　商工観光課長。

○大徳商工観光課長　添付書類としては領収書ということで、あと工事については工事の施工前、施工後の写真を添付してくださいというようなことでお願いはするんですけれども、実際に現地を見に行ってというところまではできないと思います。物品の購入につきましても、今そういった委員おっしゃったようなことが起きているのだとすれば、写真を添付してもらうとかというのもあるんですけれども、物品の場合移動できてしまうというのがネックになるとは思うんですが、現時点では領収書の添付、あとは写真というところでのチェックというところしか考えてはおりません。

○須藤委員長　諸橋委員。

○諸橋委員　今の商品については、空気清浄機なんですね。ですので、事業者さんにとってはまず立替えなくていいというところで、結構高額な空気清浄機だと聞いているので、補助になれば問題ないんでしょうけれども、やり方として順番が逆になっちゃうと問題があるのかなということで質問させてもらったんです。結局、きちんと商品が納入されて間違いなくそのお店で使っているということが分かれば市のほうとしてこの補助金は滞りなく出せるという認識でよろしいですね。

○須藤委員長　商工観光課長。

○大徳商工観光課長　委員おっしゃるとおりで、順番がやはり納入してもらってお金を払って領収書が出るという、当然の流れだとは思うんですけれども、それで申請をいただければ全く問題はないんですけれども、場合によっては現地調査というのもこういったケースが、そういったお話が出ているのであれば、現地調査というのも考えなくてはいけないかと思います。

○須藤委員長　ほかに。大丈夫ですか。ほかに質問はありませんか。山本委員。

○山本委員　時短要請について聞きたいんですけれども、県のほうで。すみません。

○須藤委員長　着座のまま暫時休憩いたします。

午前１０時３６分休憩

午前１０時３７分開議

○須藤委員長　それでは再開いたします。山本委員。

○山本委員　時短要請が牛久市のほうにも出ておりました。それが解けて、これは県のほうの事業ですけれども、２８万円の給付金が出るということで、対象のお店が何軒あるかというところはつかまれてないかもしれませんが、市のほうに今その中で入っている情報があればお聞きしたいと思います。

それから、牛久市のＧｏＴｏトラベルということで１２月から１月、これがチラシのほう入ったんですけれども、この状況ですね、今全国的に止まってしまったという中で応募者の方への対応とかそういうところ、分かる範囲でお示しいただければと思います。

○須藤委員長　商工観光課長。

○大徳商工観光課長　まず、県の時短要請の協力金なんですけれども、こちら市では全く数字とか件数とか店舗数とかというのは把握はしていないんですけれども、牛久市の場合、１１月３０日から１２月１３日までの１４日間、営業時間短縮の要請が出されて２８万円ということなんですけれども、１日休業したから時短したから２万円というのではなくて、この期間全て１４日間とも時短営業した場合に２８万円の協力金が支払われるというものです。冒頭申し上げたとおり、ちょっと件数とかは把握しておりませんので御了承ください。

次に、ＧｏＴｏトラベルなんですけれども、１２月、１月で９回予定しておりまして、既に１２月２０日までの分、１２月１日、６日、２０日とあったんですけれども、こちらは中止になっています。次が１２月２８日から１月１１日まで、国でＧｏＴｏトラベル全面ストップということで出していますので、その期間の中に入っています１月１０日、１１日、これは国の方針ですのでこちらは中止ということになります。ＧｏＴｏトラベルの休止期間の１日前、１２月２７日というのがあるんですけれども、今こちらは中止の期間ではないので受付は継続しているんですけれども、ちょっと最小の催行人数まで到達しない可能性もあるので、こちらも中止になるという可能性も今あります。１月の１１日の休止期間が解けた後に３回予定しているんですけれども、これについてはまた国の動向等注視しながら、国がこれを延期するのであれば国に従って進めていきたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長　以上で議案第９３号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第９５号、令和２年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

議案第９５号について、提案者の説明を求めます。農業政策課長。

○神戸農業政策課長　農業政策課、神戸です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第９５号、令和２年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第１号）について御説明させていただきます。

青果市場事業特別会計補正予算書の６ページ、７ページを御覧ください。

款１使用料及び手数料項１手数料目１総務手数料節１総務管理手数料、マイナスの２９７万８，０００円。

その下になります。款３繰入金項１基金繰入金目１青果市場財政調整基金繰入金節１青果市場財政調整基金繰入金、２９７万８，０００円です。こちら市場の販売手数料の当初予算との見込額が減額しましたので、基金のほうで補いたいと思います。

内部の入替えとなりますので、歳入額に変更はございません。

歳出に関しては、当初予算のままとなります。

以上です。

○須藤委員長　これより議案第９５号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員　手数料の減額、これは売上額、市場全体の売上額の減から来るものだと思うんですが、当初予算で見込総額と売上総額と今回新たに減したことによる売上総額、教えていただけますでしょうか。

○須藤委員長　農業政策課長。

○神戸農業政策課長　ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらなんですけれども、実は市場の売上の全体の金額の減ではなくて、当然全体のものになるんですけれども、主に４月、５月の学校給食、コロナウイルス関連で休校したことによる減額が主な理由となっておりまして、実際４月例年ですと１００万円以上売上が１４０万円ぐらいあるんですけれども、こちらのほうが約３万円ぐらいということです。５月に関しても通常１８０万円あるものが５万円と。この減額によるものが、あと６月に関しても通常２００万円近くあったものが１２０万円と。この学校給食による売上げの減の分が大きなマイナスとなっておりまして、実際の市場の売上げに関しましては、春先の野菜に関しましては通常の取引に関しては、コロナの影響もありまして海外野菜が入ってこないということがあって、国内野菜は値段が順調に推移しました。ただ、学校給食の分が減額になったのでその分の補填ということで考えております。以上です。

○須藤委員長　よろしいですか。北島委員。

○北島委員　この使用料及び手数料、売上に対して何パーセントとかそういう形で決めているわけでしょうか。

○須藤委員長　農業政策課長。

○神戸農業政策課長　ただいまの御質問なんですけれども、市場の手数料というのは野菜に関しては何パーセント、例えば果物に関しては何パーセントということでパーセンテージが決まって

おります。その分が市場の販売手数料として入ってくるような形になっております。１０％弱ですね、どちらも１０％弱なんですけれども、そういった形で入って来ております。以上です。

〇須藤委員長　北島委員。

〇北島委員　そうすると、先ほどの説明と併せてみますと、給食のほうで１４０万円と１８０万円で合計３２０万円が８万円になってしまったということ。そうすると、これ総売上額ですね。（「はい」の声あり）その１０％だとこの二百何十万円にもならないんですが、どうも計算が大分、どういう計算なのかちょっと私理解しがたいんですけれども、ちゃんと説明お願いできますでしょうか。

〇須藤委員長　農業政策課長。

〇神戸農業政策課長　すみません。答弁が足りなくて申し訳ございませんでした。

主な理由がそれですけれども、市場のほう、あとこれからの時期、秋冬に関しまして野菜が極端に値段が下がっております。こちら豊作によるものというのも、全国ですね。豊作で極端に価格が低くなってしまったということもありますし、ここに来てやっぱりコロナの影響も大きく出てまして、通常大口の取引がされる飲食店だったりとか事業所関係ですね、そういったところの取引がないということで、本当に出荷するだけ赤字になるということがありまして、市場のほうの総取扱量も恐らく減少、あと販売価格が下がることによって当然その数パーセントという手数料ですので、その分が落ち込むということを減額を見込みましてその分を補正いたします。以上です。

〇須藤委員長　ほかにありませんか。山本委員。

〇山本委員　すみません、学校給食の影響というお話しだったんですが、その学校給食に本来納めるべき野菜というのは、どうやって市としては支援をされたのかというところをちょっとお聞きしたいことと、あととくとく市、私今回一般質問でさせていただこうと思ったんですが、あれもずっとコロナの影響で休止になっております。ステージ３になったことで、当初開くためにいろいろ皆さん御検討されていたということも伺ってはいるんですが、実際動くとなるとステージ２に下がってというところ、具体的にはそこら辺になってから感染対策しながら動かせるようになるのかというところ、ちょっとお話しできれば伺えればと思います。

〇須藤委員長　農業政策課長。

〇神戸農業政策課長　ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、学校給食で取り扱えなくなってしまった野菜に関しましては、市場のほうできちんと値段は取れていますので、市場のほうで正規で仕入れて販売のほうをさせていただいた形になります。なので、荷主さんに負担がかかってしまったりとか、仲買人の方に負担がかかってしまうようなことがないように、市場のほうできちんと調整をしながら販売をさせていただきました。

とくとく市はということで一般質問でもいただいてはいたんですけれども、当初夏ぐらいまで大分落ち着いて来ていたということもありまして、部内でも話を詰めていまして、できれば1月から再開したいと考えておりまして、その対策をいろいろ考えていたところではあったんですけれども、ここに来て全国的に急激に拡大したということで、１２月もとより１月のほうは一回中

止しようということで、そうしたいと思います。ただ、今後状況が落ち着いて市内の感染であったりとか県内の感染であったりとか全国的な感染の状況が落ち着いてくるようであれば、できれば年度内には再開をしたいと思って対策を考えているところです。非接触型の体温計であったりとか、当然市場の場合は敷地が、屋根があるんですけれども屋外ということもありますので、少々寒いかもしれないんですけれども、外に距離を取って並んでいただいて、人数を制限しながら中で買い物していただくとか、特売品なんかに関しましても、ちょっとその辺は今回はやめるとか、そういった方法で早期の再開を目指して動いておりますので、できれば御協力いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○須藤委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長　以上で議案第９５号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第１００号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案第１００号について、提案者の説明を求めます。環境政策課長。

○横瀬環境政策課長　環境政策課、横瀬です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第１００号、損害賠償の額を定めることについて御説明させていただきます。

こちらの案件につきましては、本年７月の２７日ですけれども、柏田町３３２２番地３７にお住いの方からスズメバチの駆除の依頼を受けまして、当課の職員が巣の確認作業に出向きました。その際、蜂を駆除する際に使用する金属製の駆除器具がありますけれども、それを公用車に積み込む際にその先端がお伺いしたお宅の敷地内の止めてありました車に接触しまして、車の右側フロントフェンダーとヘッドライトに損傷を与えたということで、こちらの示談がまとまりましたので、議案を提出するものでございます。

車の所有者につきましては、牛久市柏田町内にお住いの水梨きよ江さんでございます。

こちらの過失割合につきましては、止めてあった車への損傷ですので、こちら市が１００％という形になっております。

あと、示談の内容につきましては、損害賠償額は２４万５，５４２円、こちら全額保険での対応となります。内訳としましては、修理代で１４万９，２９２円、代車費用としまして９万６，２５０円、総額での２４万５，５４２円となっております。

以上でございます。

○須藤委員長　これより議案第１００号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長　以上で環境経済部所管の案件についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は１１時５分といたします。

午前１０時５３分休憩

午前１１時０４分開議

○須藤委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、建設部所管の案件について審査を行います。

建設部所管の案件審査に説明員として出席した者は、副市長、建設部長、建設部次長、建設部次長兼下水道課長、都市計画課長、建設住宅課長であります。

本委員会に付託されました建設部所管の案件は、

議案第　９３号　　令和２年度牛久市一般会計補正予算（第７号）
　　　　　　　　　別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第　９８号　　令和２年度牛久市下水道事業会計補正予算（第２号）

議案第１０１号　　指定管理者の指定について

以上３件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第９３号、令和２年度牛久市一般会計補正予算（第７号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第９３号について、提案者の説明を求めます。都市計画課長。

○榎本都市計画課長　都市計画課、榎本です。よろしくお願いいたします。

私からは議案第９３号、令和２年度牛久市一般会計補正予算（第７号）のうち、都市計画課所管のものについて御説明させていただきます。

資料の２４ページ、２５ページを御覧ください。

款８土木費項４都市計画費の上から２段目にございます目６駅周辺整備費、０１０１、駅周辺環境を適正に管理する事業の１４工事請負費、トイレ改修工事、金額は３，２６２万８，０００円の補正となります。

これは第２次新型コロナウイルス感染症対応を地方創生臨時交付金活用事業の採択による補正でございます。

牛久駅の東口公衆トイレ及び歩行者専用道路にございます２カ所の公衆トイレの改修工事を行うものです。牛久駅東口公衆トイレは、牛久駅東口の階段下に位置しており、軽量鉄骨造平屋、延べ床面積は３２平方メートルございます。現在、身体障害者用の多目的トイレ及び女子トイレ、男子トイレがございますが、多目的トイレの大便器を除く全ての大便器が和式であることから、便器を全て洋式化するとともに便器の間の間隔を広げるレイアウトの変更を、多目的トイレにおいては自動ドアに変更する、また便器の自動洗浄や手洗い場のセンサー式の自動水栓への交換や照明のＬＥＤ化を行うことにより、衛生環境の向上を行うものです。

歩行者専用道路の公衆トイレといたしましては、花水木通りの東側にございます歩道橋下のト

イレ及び中央３丁目１３番地の歩道沿いにございますレンガ造りの建物であるトイレがございますが、それぞれ和式便器の洋式化と自動洗浄及び手洗い場のセンサー式への交換を行うものです。いずれも新型コロナウイルスの感染防止対策として、公衆トイレの非接触型への変更やトイレへの洋式化による衛生環境を向上するための改修工事となってございます。

以上です。

〇須藤委員長　建築住宅課長。

〇高野建築住宅課長　建築住宅課の高野です。よろしくお願いします。

建築住宅課所管の補正予算の御説明をいたします。

同じくページ、２４ページ２段目８土木費５住宅費の補正１２２万１，０００円の計上です。

内容は、市営住宅２６６世帯分の修繕費です。今年度は老朽化に伴う給排水の漏水や入退去に伴う修繕費が多く、不足する１月から３月分の修繕費、月４０万７，０００円として３カ月分１２２万１，０００円を計上するものです。よろしくお願いいたします。

〇須藤委員長　建設部次長兼下水道課長。

〇野島建設部次長兼下水道課長　建設部次長兼下水道課長の野島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、下水道課所管の内容につきまして御説明をいたします。

２２ページ、２３ページを御覧ください。一番下の欄になります。

款８土木費項４都市計画費目２公共下水道費、０１０１、下水道事業会計負担金でございますが、後ほど議案第９８号、牛久市下水道事業会計補正予算において御説明をいたしますが、下水道事業会計における執行見込額の不足分といたしまして６４３万９，０００円を増額補正するものでございます。

以上でございます。

〇須藤委員長　これより議案第９３号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。北島委員。

〇北島委員　トイレ３カ所の改修ということについて質問します。

内容については主に和風便器を洋便器に交換、それから便器の間隔を空けること、それから水洗等々ですが、内装については、今内装は床、壁ともタイル張りだと思うんですけれども、ここら辺についてはどのように考えていますか。

〇須藤委員長　都市計画課長。

〇榎本都市計画課長　ただいま質問にありました内装についての御質問に対してお答えいたします。

現在、トイレの工事の内容については設計事務所のほうに委託に出しておりまして、その内容についてまず便器の衛生環境の向上を中心に行うということで進めておりますが、現在も利用者の方から暗くてちょっと感じが悪いというような御意見も出ていますので、内装についてはまだ詳細決まっておりませんが、明るくて衛生環境がよく見えるような形にしたいというふうに考えております。

また詳細決まりましたらお話ししたいと思います。

○須藤委員長　建設部次長。

○長谷川建設部次長　建設部次長、長谷川です。

今課長が申し上げたとおりでございますが、一応今詳細についてまだ決定はしておりませんが、内装については壁についてはパネル的なもので、今課長が言ったとおり、明るいものでやろうと思っております。床につきましては、衛生の向上の問題で今ウェット式の床になっておりますが、できる限りドライ式を採用して、いわゆる今、水でがちゃがちゃがちゃがちゃ流しているタイプなんですけれども、拭くタイプにドライ式にしようというふうなことで今進めております。以上です。

○須藤委員長　北島委員。

○北島委員　先ほど暗いという、市民からもそういう声が上がっておりまして、内装及び照明についても明るくきれいな感じのトイレにしていただければというふうに思います。以上です。

○須藤委員長　ほかにありませんか。柳井委員。

○柳井委員　今の公衆トイレの件なんですけれども、私はこれまで和式トイレは早く洋式にすべきだと、そういう考え強く持っていたんですが、このコロナ禍の問題でテレビ等では以前の和式トイレが非接触型という面では非常に優れていていいんだというテレビ報道が随分出てきたんですが、先ほど榎本課長さんのほうから非接触型の洋式トイレを入れますという説明だったんですが、もう一度その非接触型の内容を詳しく説明いただけたらと思います。

○須藤委員長　都市計画課長。

○榎本都市計画課長　ただいま非接触型という言葉を使わせていただきましたが、例えば水洗のスイッチをセンサー式にするとか、手洗い場をセンサー式にする、そういう内容が非接触型として説明させていただいたところになります。

あと、和式トイレを洋式トイレにするというのは、先ほど次長からも御説明がありましたが、今までの和式であると飛び散ることによって周りが衛生的に汚れたりするもので、それを衛生環境を向上するために飛び散らないウェット式からドライ式、そういう形に変えていくということで考えてございます。

○須藤委員長　ほかにありませんか。藤田委員。

○藤田委員　トイレなんですけれども、衛生上の問題でこの３カ所の掃除はどこに委託なのか、また大体週何回されているのか、お伺いします。

○須藤委員長　都市計画課長。

○榎本都市計画課長　今、駅周辺のトイレにつきましては、歩道の清掃と併せて業者への業務委託をしております。トイレ清掃は毎日行っております。大体朝から午前中の時間に、それぞれのトイレ及び歩道を順に回るような形での清掃をさせていただいてございます。

○須藤委員長　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長　以上で議案第９３号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第９８号、令和２年度牛久市下水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

議案第９８号について、提案者の説明を求めます。建設部次長兼下水道課長。

〇野島建設部次長兼下水道課長　それでは、議案第９８号、令和２年度牛久市下水道事業会計補正予算（第２号）の内容につきまして御説明をいたします。

今回の補正につきましては、全て職員給与関係経費の補正であり、人事異動や対象職員の入れ替わり、計上科目誤りによる組替えとなります。

６ページ、７ページを御覧いただきたいと思います。

収益的収入及び支出から説明をさせていただきます。

職員給与関係経費の不足分といたしまして、上の欄、収入になります。

款１下水道事業収益項２営業外収益目２補助金におきまして、６４３万９，０００円を増額補正をし、下の欄、収益的支出の款２下水道事業費用項１営業費用目９総係費におきまして、４９５万３，０００円。その下の欄、項３特別損失におきまして、科目誤りによる組替えも含め３５４万９，０００円を増額補正するものでございます。

続きまして、８ページ、９ページを御覧ください。

資本的支出となります。款４資本的支出項１建設改良費目１汚水管渠費の手当、３６万２，０００円。それと賞与引当金繰入額、１万３，０００円及び目２雨水管渠費の賞与引当金繰入額、４万３，０００円。こちらを職員給与関係経費の不足分といたしまして増額補正をするとともに、目１汚水管渠費の法定福利費、８万５，０００円及び目２雨水管渠費の手当２０１万３，０００円と法定福利費３８万３，０００円。こちらを令和元年度勤務分手当の計上科目の誤りによりまして減額をし、６ページ、７ページの収益的支出その他特別損失へと組替えを行うものでございます。

また、以上の補正に伴い関連する財源内訳や財務諸表の修正も併せて行っております。

以上でございます。

〇須藤委員長　これより議案第９８号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。北島委員。

〇北島委員　質疑というよりもお願いなんですが、ここに補正後の貸借対照表、これがあるんですが、損益計算書もぜひ出してほしいんですけれども、いかがでしょうか。

〇須藤委員長　建設部次長兼下水道課長。

〇野島建設部次長兼下水道課長　お答えいたします。

損益計算書のほうですけれども、予算書のほうに必ずつけなければいけないというものではないので、ちょっとそれを今必ずつけますという御回答はできないので、検討はさせていただきたいと思います。以上です。

〇須藤委員長　北島委員。

〇北島委員　でないと、貸借対照表、資産状況については分かるんですが、単年度でどうなのかということになると、損益計算書がないと判断がつかないということ。

それから、これはちょっと質問なんですが、補正に関わらず前から計上されていた部分についての質問はだめでしょうかね。

〇須藤委員長　休憩します。

午前１１時２０分休憩

午前１１時２１分開議

〇須藤委員長　それでは、再開いたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で議案第９８号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第１０１号、指定管理者の指定について、議案第１０１号についての提案者の説明を求めます。都市計画課長。

〇榎本都市計画課長　都市計画課長、榎本です。

議案第１０１号、指定管理者の指定について御説明させていただきます。

本議案は、牛久自然観察の森の指定管理者につきまして、地方自治法第２４４条の２第６項及び牛久自然観察の森設置及び管理に関する条例第８条の規定に基づいて、議会の議決を求めるものです。

管理を行わせる甲の施設の名称は、牛久自然観察の森でございます。

今回指定する団体といたしまして、特定非営利活動法人うしく里山の会を候補者としてございます。

指定期間は令和３年４月１日から令和８年３月３１日までです。

指定の理由といたしましては、条例規則に基づき令和２年９月１５日より公募を開始し、１０月１２日より申請者の受付をしたところ、応募者が上記特定非営利活動法人うしく里山の会の１団体のみでした。そこで、応募者が指定管理者の候補者としてふさわしいかを公平、適正に判断するため、令和２年１０月２８日に牛久自然観察の森指定管理者選定委員会を開催し、応募者によるプレゼンテーション、委員からのヒアリング及び書類審査などを実施いたしました。審査の方法につきましては、最低基準点を１０００点満点中６００点といたしまして、各委員の採点を基に審査をした結果、うしく里山の会はこの基準を満たす点数であったことから、牛久自然観察の森指定管理者に選定し議会に諮るものです。

よろしくお願いいたします。

〇須藤委員長　これより議案第１０１号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

〇山本委員　お願いします。このうしく里山の会さん、何回か選定されているかと思うのですが、今まで何回選定されたかということと、あと応募者が今回この１件だけということで、専門性の高いお仕事というんですかね。そういうものにもなるので、件数が少なくなってしまうのかなと

思うんですが、今までの近年の応募件数がどれぐらいだったかというところをお聞きしたいと思います。

それから、今評価の点数、１０００点中６００点以上ということだったのですが、今回何点だったか、公開できるのであれば点数を伺いたいと思います。

そして、今回評価されてその点数が取れた内容、評価の内容としてはどういったところが評価されてその点数に至ったかというところをお聞きしたいと思います。

それからもう１件は、選定委員会のメンバーですね。この指定管理者選定委員会の要綱を見せていただきました。指定管理者として今牛久市が行っているとこが、ここ以外にのぞみ園と駐車場、駐輪場ですか、市営の、その３件があると思うんですが、ほかの２件に関しては指定管理の選定委員会のメンバーはほとんど全部長になっていたように思うのですが、この自然観察の森に関してだけは５人というような人数、そこら辺はどうしてそういうふうになっているのかというところをお聞きしたいと思います。

以上です。

○須藤委員長　都市計画課長。

○榎本都市計画課長　ただいまの質問にお答えいたします。

まず、今回指定管理者であるうしく里山の会は何回目の選定になるかということですが、指定管理者制度は平成１８年より実施しておりまして、これまでに３回、５年ずつ行っております。過去３回ともうしく里山の会が指定管理者として選定されておりますので、来年４月からになります今回は４回目になります。

続きまして、近年の応募件数ということですが、手元にある資料では前回、前々回とも応募されてきた団体は里山の会１団体のみでした。その１団体を適正であるかどうかを判断するために選定委員会を開催して、そして選定したという経緯がございます。

続きまして、選定委員会での評価の点数なんですけれども、この点数といたしましては先ほども申し上げましたように、応募者によるプレゼンテーションや委員からの質疑応答、あと応募書類の内容や事前に事務局が行った質疑応答の結果などを参考に、各委員の方が５名の委員が１人持ち点２００点、合計１０００点満点で採点し、６００点を合格の基準点として審査してございます。

今回の審査結果ですが、７４３点という得点となりまして、合格基準点である６００点を超えていたので、指定管理者の候補者に選定したものでございます。なお、この指定管理者の選定委員会の内容につきましては、ちょっと分かりづらいところかもしれませんが、都市計画課のホームページのほうから内容を公開するようにしてございますので、後で御覧になっていただければと思います。

御質問でありましたこのＮＰＯ法人うしく里山の会の評価のポイントという御質問ですが、まずこの里山の会を評価したポイントといたしまして、事務局の事前聞き取りの結果などをまとめたものをちょっと読み上げさせていただきますが、まず、その事業計画による自然観察の森の運営が住民の福祉の向上や平等利用を確保することができるものであることという項目に関して、

この団体は自然愛好家だけではなく、不特定多数の利用者がお互いに気持ちよく過ごせるような公共空間を提供したいということを応募の際に言ってきております。特に、自然環境、写真撮影やウオーキング、あと小さい子供の木育体験等、それぞれの利用目的に沿って動線を整備し、活動場所や時間帯の調整でコロナなどの３密などにも十分配慮しながら、心地よい空間を演出し満足度を高めていきたいという、そういう内容がございました。

また、同様の公共施設に類を見ないような事業を展開し、利用者特に市民の方の満足度を上げるということで、例えば自然愛好家だけに偏らず、アウトドアや一家団らん、健康づくりといった普遍的なテーマに取り組みつつも、現代の流行であるとかニーズに合った事業を展開して全国１０カ所ある自然観察の森の中でもオンリーワンの場所を目指したいというような提案もございました。

その中で、現在里山の会が行っております木育体験教室、木のおもちゃの体験コーナーであるとか、現在水槽の展示、ちょっとした水族館のような立派な展示を行っておりますが、そういうものの独自性などについて非常にほかに類を見ないような独自なものであるということを判断しまして、こちらの加点に加えているような内容がございます。

特徴的だと思った点は、以上のようなことでございます。

すみません。あともう１点、選定委員会のメンバーについての御質問について答弁が抜けておりました。失礼いたしました。

指定管理者の選定委員会のメンバーがなぜ５人であるかということなんですけれども、それぞれ指定管理者の選定委員会の設置要綱がございまして、その要綱によるものなんですけれども、牛久自然観察の森の指定管理者選定委員会、この要綱をつくったときの経緯といたしましては、市からの指定管理料だけで運営する内容となっているので、委託業務に準ずるものとしての考え方で取り組んだという経緯がございまして、その中で全国の他の自然観察の森の事例などを参考にして、関係する部であります財政担当部長、環境分野の担当部長及び主管課の部長と副市長及び外部の学識経験者ということで、５名の選定委員を選んだという経緯がございます。

のぞみ園のことについてはちょっと調べ切れていなかったんですが。（「結構ですよ、そちらは」の声あり）

駐輪場、駐車場は都市計画課関連ですので、そちらで分かる内容だけちょっとお答えさせていただきます。

駐車場、駐輪場の指定管理者の選定委員会といたしましては、市からの指定管理料の支出がない代わりに施設の利用料や実施事業による収入を運営に充てる利用料金制度という制度を取っておりまして、また固定資産税相当の一定額を市に納付する納付金制度などの要素があったり、身障者手帳をお持ちの方など利用料金の減免、あと環境に対する企業としての配慮などについても配慮しなければならないのではないか。また、利用する市民へのサービス、学生さんであるとかそういう方も利用すると、そういうことを広く考えましてそれらのサービスの内容も判断要素になるという考えの下、委員会の構成員も副市長及び全部長とした経緯がございます。

以上です。

○須藤委員長　山本委員。

○山本委員　ありがとうございました。専門性が高いということでは理解できるところなんですが、今おっしゃった自然観察の森って全国１０カ所というふうにおっしゃいましたが、そうなるとやはりそういうほかのところに関しても指定管理者でこのような応募総数少ない中でというとこなのか。ちょっとそこら辺、もし分かればお伺いしたいと思います。

○須藤委員長　都市計画課長。

○榎本都市計画課長　現在、全国１０カ所自然観察の森がありますが、その中で指定管理の制度を取っているところが６カ所と伺っております。それ以外の４か所につきましては、市の直営が３カ所、あと１カ所が委託ということで行っているということです。

　その指定管理を行っている中でも２団体に関しては、開園当初より公益財団法人の日本野鳥の会に委託して、もう一者随契のような形でずっと指定管理を行っているというふうに伺っております。やはり専門性が高いところに委託させるということで、そのような形を取っているというふうに聞いております。

○須藤委員長　ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

　以上で建設部所管の案件についての質疑及び意見を終結いたします。

　ここでちょっと着座のまま、暫時休憩します。

午前１１時３３分休憩

午前１１時３５分開議

○須藤委員長　それでは、再開いたします。

　ここで暫時休憩いたします。再開後、討論及び採決を行います。再開は１１時４５分といたします。

午前１１時３５分休憩

午前１１時４５分開議

○須藤委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

　ここで執行部より発言を求められておりますので、これを許可します。環境経済部長。

○藤田環境経済部長　先ほどの牛久市新型コロナウイルス感染防止対策補助金、５０万円をいろいろな工事とかそういう対象の機器を購入した場合に出す補助金ですけれども、こちらに関して少しちょっと付け足させていただきたいと思います。

　予算的には１億円ということで先ほどお話ししたとおりでございます。もし、この予算をオーバーするぐらいに申請者がたくさん来ていただいたり、あるいはそういうものの要件を満たしている申請者があるということであれば、この１億円という予算、今ですけれども、それ以降に新

たに予算措置をしてそういう方々もきちんと該当させていきたいというふうに思っておりますので、ここで答弁させていただきます。

以上です。

○須藤委員長　ありがとうございました。

ただいまのは議案第９３号、令和２年度牛久市一般会計補正予算のうちの環境経済部所管の事項でございました。ありがとうございました。

それでは、これより討論を行います。討論のある方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長　なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして、順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第９３号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長　挙手全員であります。よって、議案第９３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９５号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長　挙手全員であります。よって、議案第９５号は原案のとおり可決されました。

議案第９８号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長　挙手全員であります。よって、議案第９８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１００号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長　挙手全員であります。よって、議案第１００号は原案のとおり可決されました。

議案第１０１号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長　挙手全員であります。よって、議案第１０１号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長　御異議なしと認めます。

よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前１１時４９分閉会